

名古屋市達第32号

健康福祉局  
区役所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

別表第2 環境薬務課長の項第4号中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改め、同項第6号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この達は、令和8年5月1日から施行する。